

## 認定電気工事従事者認定申請について

**(Q1)** 認定電気工事従事者認定証を取得するにはどのような条件がありますか？

**(A1)** 次の①~③のいずれかに該当していること（電気工事士法施行規則第4条の2第2項）が必要となります。

- ①第1種電気工事士の試験に合格していること
- ②（財）電気工事技術講習センターが実施する認定電気工事従事者認定講習を修了していること
- ③第2種電気工事士（旧電気工事士含む）又は電気主任技術者の免状取得後、カウントできる実務経験が3年以上あること（実務経験証明書を添付のこと）

**(Q2)** 「実務経験3年以上」とはどういうことでしょうか？

**(A2)** カウントできる実務経験（工事）のそれぞれの従事日数が通算して3年（＝約756日）以上が必要となります。

**(Q3)** カウントできる実務経験はどのような工事が対象となりますか？

**(A3)** 第2種電気工事士（旧電気工事士含む）免状を取得しているものが従事できる電気工事が対象となります。例えば、一般電気工作物の電気工事及び最大電力500kW以上の自家用電気工作物に係る電気工事がこれに該当します。（平成2年8月（電気工事士法改正）以前の実務経験については最大電力に関わらずカウントできます）

**(Q4)** 申請書を提出してからどのくらいで認定証が手元に届きますか？

**(A4)** 申請書の到着日から1ヶ月以内に認定証をお届けするよう努めています。（全ての添付書類が整っていることが前提となります）

## 特種電気工事資格者認定申請（非常用予備発電装置工事）について

**(Q1)** 特種電気工事資格者認定証を取得するにはどのような条件がありますか？

**(A1)** 電気工事士（第1種又は第2種）免状取得後、非常用予備発電設備に係る工事の実務経験が5年以上必要となります。

**(Q2)** 「実務経験5年以上」とはどういうことでしょうか？

**(A2)** 非常用予備発電装置に係る工事（実務経験）の従事日数が通算して5年（＝約1260日）以上あることが必要です（電気工事士法施行規則第4条の2）。

**(Q3)** カウントできる実務経験はどのような工事が対象となりますか？

**(A3)** ①現在の電気工事士法では、最大電力500kW以上の自家用電気工作物に係る非常用予備発電関係の工事のみが実務経験としてカウントできる工事となりますが、

平成2年8月（電気工事士法改正）以前の実務経験については最大電力に関わらずカウントすることができます。

- ③非常用予備は通電装置の構成機器の据付工事、同機器間の配管工事、配線工事の3工事のうち、少なくとも2工事以上の作業に従事したことが実務経験証明書に記載されていることが必要となります。

**(Q4)** 申請書を提出してからどのくらいで認定証が手元に届きますか？

**(A4)** 申請書の到着日から1ヶ月以内に認定証をお届けするよう努めています。

(全ての添付書類が整っていることが前提となります)

### 特種電気工事資格者認定申請（ネオン工事）について

**(Q1)** 特種電気工事資格者認定証を取得するにはどのような条件がありますか？

**(A1)** 電気工事士（第1種又は第2種）免状取得後、ネオンに関する工事の実務経験が5年以上必要となります。

**(Q2)** 「実務経験5年以上」とはどういうことでしょうか？

**(A2)** ①ネオンに関する工事として従事した実務経験の従事日数が通算して5年（＝約1260日）以上あることが必要です（電気工事士法施行規則第4条の2）。

**(Q3)** カウントできる実務経験はどのような工事が対象となりますか？

**(A3)** ①現在の電気工事士法では、一般用電気工作物及び最大電力500kW以上の自家用電気工作物に係るネオンに関する工事のみが実務経験としてカウントできる工事となりますが、平成2年8月（電気工事士法改正）以前の実務経験については最大電力に関わらずカウントすることができます。

- ②ネオン設備の取付工事のうち、配線工事及び修理並びにネオン管、ネオントランスの取り替え工事の少なくとも2工事以上の作業に従事したことが実務経験証明書に記載されていることが必要となります。

**(Q4)** 申請書を提出してからどのくらいで認定証が手元に届きますか？

**(A4)** 申請書の到着日から1ヶ月以内に認定証をお届けするよう努めています。

(全ての添付書類が整っていることが前提となります)